

# ○四街道市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

平成6年12月26日  
条例第26号

## (目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)の例による。

## (適用範囲)

第3条 この条例は、別表第1に掲げる地区計画において地区整備計画が定められている区域(以下「地区整備計画区域」という。)内の建築物又はその敷地に適用する。

## (地区の区分及び名称)

第4条 この条例における地区整備計画区域内の地区の区分及び名称は、各地区整備計画に定めるところによる。

## (建築物の用途の制限)

第5条 地区整備計画区域内においては、別表第2に掲げる地区に応じ、それぞれ同表(ア)欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

## (建築物の敷地面積の最低限度)

第6条 建築物の敷地面積は、別表第2に掲げる地区に応じ、それぞれ同表(イ)欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においては、適用しない。ただし、次の各号の一に該当する土地については、この限りでない。

(1) 前項の規定を改正する条例による改正後の同項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で改正前の同項の規定に違反しているもの又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

## (壁面の位置の制限)

第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、別表第2に掲げる地区に応じ、それぞれ同表(ウ)欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する数値に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が別表第2(ウ)欄に掲げる適用除外の建築物又は建築物の部分に該当する場合においては、適用しない。

## (建築物の高さの最高限度)

第8条 建築物の高さは、別表第2に掲げる地区に応じ、それぞれ同表(エ)欄に掲げる数値以下でなければならない。

## (建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合等の措置)

第9条 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合における第5条及び第6条の規定については、その敷地の過半が当該区域に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用しない。

2 建築物の敷地が別表第2に掲げる地区の2以上にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について、その敷地の過半が属する地区に適用される第5条及び第6条の規定を適用する。

3 建築物が別表第2に掲げる地区の2以上にわたる場合における前2条の規定については、各地区内に属する建築物の部分について、これらの規定を適用する。

## (既存の建築物に対する制限の緩和)

第10条 法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第5条の規定(同条の規定が改正された場合においては改正前の同条の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第7項まで及び法第53条の規定に適合すること。

- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。  
(3) 増築後の第5条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

2 法第3条第2項の規定により第7条第1項の規定の適用を受けない建築物について増築又は改築をする場合においては、増築又は改築に係る建築物の部分の壁又はこれに代わる柱が地区整備計画において定められた壁面の位置の制限に反しない限り、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第7条第1項の規定は、適用しない。

(平13条例18・平17条例17・一部改正)

(総合的設計による一団地の建築物の取扱い)

第11条 一団地内に2以上の構えをなす建築物を総合的設計によって建築する場合において、法第86条第1項の規定によりその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められたものについては、第6条又は第7条の規定を適用する場合においては、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

(公益上必要な建築物の特例)

第12条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、当該許可の範囲内において、適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ四街道市地区計画建築審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条又は第6条第1項の規定に違反した場合(次号に規定する場合を除く。)における当該建築物の建築主  
(2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第6条第1項の規定に違反することとなつた場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者  
(3) 第7条又は第8条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)  
(4) 法第87条第2項において準用する第5条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者  
2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。  
3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第1項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に改正法第1条の規定による改正後の都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により、改正法第1条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日)までの間は、改正法第2条の規定による改正後の建築基準法第52条第1項(第5号を除く。)、第53条第1項(第3号及び第4号を除く。)及び政令第130条の6の規定によらず、改正法第2条の規定による改正前の建築基準法第52条第1項(第5号を除く。)、第53条第1項(第3号及び第4号を除く。)及び政令第130条の6の規定によるものとする。

附 則(平成7年条例第17号)

この条例は、平成7年8月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第6号)

この条例は、平成8年5月1日から施行する。ただし、別表第2池花地区地区整備計画区域の項利便地区の目(ア)欄中第3号を削る改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第7号)

この条例は、平成9年5月1日から施行する。ただし、「自動車車庫」を「車庫」に改める改正規定は、公布の日から、別表第2の改正規定中めいわ地区地区整備計画区域に係る部分及び千代田3丁目地区地区整備計画区域に係る部分は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第9号)

この条例は、平成10年5月1日から施行する。ただし、「出窓」を「床面積に算入されない出窓」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条)

(平7条例17・平8条例6・平9条例7・平10条例9・平12条例47・平13条例18・平15条例17・平18条例23・平19条例20・令4条例21・一部改正)

名称	区域
池花地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された池花地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
めいわ地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されためいわ地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
千代田3丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千代田3丁目地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
千代田4丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千代田4丁目地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
さつきヶ丘地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたさつきヶ丘地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
鷹の台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鷹の台地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
和良比三才地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された和良比三才地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
和良比六方野地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された和良比六方野地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
中央地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された中央地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
鷹の台住宅地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鷹の台住宅地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
もねの里地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたもねの里地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域

千代田5丁目地区 地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千代田5丁目地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
たかおの杜地区地 区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたたかおの杜地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域

別表第2(第5条、第6条第1項、第7条、第8条)

(平7条例17・平8条例6・平9条例7・平10条例9・平12条例27・平12条例47・平13条例18・平15条例17・平16条例6・平18条例23・平19条例20・平23条例19・平27条例17・平28条例15・平29条例11・平30条例7・平30条例37・令4条例21・一部改正)

地区整備計 画区域	地区	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度
池花地区地 区整備計画 区域	住宅地 区	次の各号に掲げる建築物 (1) 寄宿舎、下宿又は長屋 (2) 公衆浴場	160m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属する物置で高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの	—
	利便地 区A	次の各号に掲げる建築物 (1) 寄宿舎、下宿又は長屋 (2) 公衆浴場	350m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、2m以上とし、隣地境界線までの距離は、1.5m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属する物置で高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの	—
	利便地 区B	次の各号に掲げる建築物 (1) 寄宿舎、下宿又は長屋 (2) 公衆浴場	200m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属する物置で高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの	—
めいわ地区 地区整備計 画区域	センタ ー地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 戸建住宅 (2) 寄宿舎、下宿、長屋 又は共同住宅 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの (4) カラオケボックス、ダンスホールその他これらに類するもの (5) モーテル (6) 倉庫業を営む倉庫 (7) 自動車教習所 (8) 畜舎 (9) 工場(政令第130条の6に定めるものを除く。) (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法	3,500m <sup>2</sup>	建築物の外壁面から道路境界線までの距離は、3m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) バルコニー	—

		<u>律第122号)第2条の規定に供するもの</u>			
共同住宅地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 戸建住宅、寄宿舎、下宿又は長屋 (2) 公衆浴場	3,000m <sup>2</sup>	建築物の外壁面から道路境界線までの距離は、5m以上とし、駐車場については、3m以上とする。ただし、次に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓	—	
沿道地区A	次の各号に掲げる建築物 (1) 寄宿舎、下宿又は長屋 (2) 公衆浴場 (3) モーテル (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (6) 工場(政令第130条の6に定めるものを除く。) (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の規定に供するもの	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属する物置で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの	12m	
沿道地区B	次の各号に掲げる建築物 (1) 寄宿舎、下宿又は長屋 (2) 公衆浴場	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属する物置で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの	12m	
一般住宅地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 寄宿舎、下宿又は長屋 (2) 公衆浴場	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属する物置で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの	—	
千代田3丁目地区地区整備計画区域	住宅地区A	次の各号に掲げる建築物 (1) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋 (2) 公衆浴場	180m <sup>2</sup>	1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの 2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1.5m以上とし、隣地が公園、緑地等の宅地でない場合は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの	建築物の高さは、宅地の地盤面から10m(軒の高さは7m)を超えてはならない。
	住宅地区B	—	160m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から市道千代田線の道路	

				<p>境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 床面積に算入されない出窓</li> <li>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</li> <li>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</li> </ol>	
沿道地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</li> <li>(2) 公衆浴場</li> <li>(3) 工場(ただし、作業場の面積が50m<sup>2</sup>以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。)</li> <li>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第30条の6の2に定める運動施設</li> <li>(5) ホテル又は旅館</li> <li>(6) 自動車教習所</li> <li>(7) 畜舎</li> <li>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号、第3号及び第5号並びに同条第6項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する営業の用に供するもの</li> </ol>	180m <sup>2</sup>	<p>1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 床面積に算入されない出窓</li> <li>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</li> <li>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</li> </ol> <p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1.5m以上とし、隣地が公園、緑地等の宅地でない場合は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 床面積に算入されない出窓</li> <li>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</li> <li>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</li> </ol>	建築物の高さは、宅地の地盤面から10mを超えてはならない。	
千代田4丁目地区地区整備計画区域	住宅地区A	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</li> <li>(2) 公衆浴場</li> </ol>	180m <sup>2</sup>	<p>1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 床面積に算入されない出窓</li> <li>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</li> <li>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</li> </ol> <p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1.5m以上とし、隣地が公園、緑地等の宅地でない場合は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 床面積に算入されない出窓</li> <li>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</li> <li>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</li> <li>(4) 2戸連続長屋のうち1戸を除去した場合の既存建築物</li> </ol>	建築物の高さは、宅地の地盤面から10m(軒の高さは7m)を超えてはならない。

住宅地区B	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋(2戸連続長屋は除く。)</p> <p>(2) 公衆浴場</p>	$110\text{m}^2$ (2戸連続長屋 は、 $220\text{m}^2$ )	<p>1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が<math>6.6\text{m}^2</math>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1.5m以上とし、隣地が公園、緑地等の宅地でない場合は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が<math>6.6\text{m}^2</math>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 2戸連続長屋のうち1戸を除去した場合の既存建築物</p> <p>3 建築物の外壁面(床面積に算入されない出窓を含む。)又はこれに代わる柱の面から共有壁の存する隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。</p>	建築物の高さは、宅地の地盤面から10m(軒の高さは7m)を超えてはならない。
住宅地区C	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち<u>政令第130条の3に定めるもの</u></p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</p> <p>(3) 公衆浴場</p>	$240\text{m}^2$	<p>1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が<math>6.6\text{m}^2</math>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1.5m以上とし、隣地が公園、緑地等の宅地でない場合は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が<math>6.6\text{m}^2</math>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 2戸連続長屋のうち1戸を除去した場合の既存建築物</p>	
沿道地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) 工場(作業場の床面積の合計が<math>50\text{m}^2</math>以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他こ</p>	$180\text{m}^2$	<p>1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が<math>6.6\text{m}^2</math>以下であるもの</p>	建築物の高さは、宅地の地盤面から10mを超えてはならない。

		<p>れらに類する食品製造業は除く。)</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2に定める運動施設</p> <p>(5) ホテル又は旅館</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 畜舎</p> <p>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号、第3号及び第5号並びに同条第6項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する営業の用に供するもの</p> <p>(9) ガソリンスタンド</p>		<p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1.5m以上とし、隣地が公園、緑地等の宅地でない場合は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 2戸連続長屋のうち1戸を除去した場合の既存建築物</p>	
さつきヶ丘地区地区整備計画区域	住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の3で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150m<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p>(4) ペットショップ</p> <p>(5) 畜舎</p> <p>(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号、第3号及び第5号並びに同条第6項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する営業の用に供するもの</p>	150m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p>	建築物の高さは、宅地の地盤面から10mを超えてはならない。
	沿道地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) 工場(作業場の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。)</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(5) ホテル又は旅館</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) ペットショップ</p> <p>(8) 畜舎</p> <p>(9) 事務所</p> <p>(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号、第3号及び第5号並びに同条第6項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する営業の用に供するもの</p>	150m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p>	建築物の高さは、宅地の地盤面から10mを超えてはならない。

		(11) 危険物の貯蔵又は 処理に供する施設			
鷹の台地区 地区整備計 画区域	関連施 設地区 A	次の各号に掲げる建築 物 (1) 寄宿舎又は長屋 (2) 公衆浴場 (3) 店舗、飲食店その他 これらに類する用途に 供するもの (4) 大学、高等専門学 校、専修学校その他こ れらに類するもの	160m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わ る柱の面から道路境界線及び隣地 境界線までの距離は、1m以上とす る。ただし、次の各号に掲げるも のは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属し、別棟となる 物置等で高さが2.5m以下で、か つ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下で あるもの (3) 建築物に付属し、別棟となる 車庫で高さが3m以下であるもの (4) 玄関のポーチのひさし又はそ の柱 (5) 床面積に算入されないバルコ ニー又はその柱	住宅及び併 用住宅の高 さは、宅地 の地盤面か ら10mを超 えてはなら ない。
	関連施 設地区 B	次の各号に掲げる建築 物 (1) 寄宿舎、下宿又は長 屋 (2) 公衆浴場	160m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わ る柱の面から道路境界線及び隣地 境界線までの距離は、1m以上とす る。ただし、次の各号に掲げるも のは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属し、別棟となる 物置等で高さが2.5m以下で、か つ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下で あるもの (3) 建築物に付属し、別棟となる 車庫で高さが3m以下であるもの (4) 玄関のポーチのひさし又はそ の柱 (5) 床面積に算入されないバルコ ニー又はその柱	住宅及び併 用住宅の高 さは、宅地 の地盤面か ら10mを超 えてはなら ない。それ 以外の用途 に係る建築 物の高さ は、宅地の 地盤面から 20mを超 えてはなら ない。
	研究施 設地区	次の各号に掲げる建築 物 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗 その他これらに類する 用途を兼ねるものうち <u>政令第130条の3</u> に定 めるもの (3) 共同住宅、寄宿舎、 下宿又は長屋 (4) 学校、図書館その他 これらに類するもの(研 究施設は除く。) (5) 老人ホーム、保育 所、福祉ホームその他 これらに類するもの (6) 公衆浴場 (7) 診療所 (8) 店舗、飲食店その他 これらに類する用途に 供するもの (9) 病院 (10) 老人福祉センタ ー、児童更生施設その 他これらに類するもの (11) ボーリング場、ス ケート場、水泳場その 他これらに類する <u>政令 第130条の6の2</u> に定める 運動施設 (12) ホテル又は旅館 (13) 自動車教習所 (14) 畜舎 (15) マージャン屋、ぱ んこ屋、射的場、勝 馬投票券発売所、場外 車券売場その他これら に類するもの	6,000m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わ る柱の面から道路境界線及び隣地 境界線までの距離は、4m以上とす る。	—

		(16) カラオケボック ス、ダンスホールその他これらに類するもの (17) 劇場、映画館、演 芸場若しくは観覧場又 はナイトクラブその他 これらに類するもの (18) キャバレー、料理 店その他これらに類す るもの (19) 危険物の貯蔵又は 処理に供する施設(建築 物に付属するものを除 く。)		
和良比三才 地区地区整 備計画区域	住宅地 区A	次の各号に掲げる建築 物 (1) 寄宿舎又は下宿 (2) 公衆浴場 (3) <u>法別表第2(は)項第5</u> 号に掲げる用途に供す るもの (4) 大学、高等専門学 校、専修学校その他こ れらに類するもの (5) 病院 (6) 車庫(付属車庫を除 く。) (7) パン屋、米屋、豆腐 屋、菓子屋その他これ らに類する食品製造業 を営むもので作業場の 床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以 内で、かつ、原動機を 使用する場合の出力の 合計が0.75kW以下のもの	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わ る柱の面から道路境界線及び隣地 境界線までの距離は、1m以上とす る。ただし、次の各号に掲げるも のは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属する物置で高さ が2.5m以下で、かつ、床面積が 6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるも の (4) 玄関のポーチのひさし又は柱
	住宅地 区B	次の各号に掲げる建築 物 (1) 寄宿舎又は下宿 (2) 公衆浴場 (3) <u>法別表第2(は)項第5</u> 号に掲げる用途に供す るもの (4) 事務所(政令第130条 の3第1号に定める兼用 住宅を除く。) (5) 学習塾、華道教室、 囲碁教室その他これら に類する施設(政令第13 0条の3第6号に定める兼 用住宅を除く。) (6) 美術品又は工芸品を 製作するためのアトリ エ又は工房(政令第130 条の3第7号に定める兼 用住宅を除く。) (7) ホテル又は旅館 (8) ボーリング場、スケ ート場、水泳場、スキ ー場、ゴルフ練習場又 はバッティング練習場 (9) 大学、高等専門学 校、専修学校その他こ れらに類するもの (10) 病院 (11) 自動車教習所 (12) 車庫(付属車庫を除 く。) (13) 畜舎 (14) 工場 (15) 火薬、石油類、ガ ス等の危険物の貯蔵又 は処理に供する施設(建	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わ る柱の面から道路境界線及び隣地 境界線までの距離は、1m以上とす る。ただし、次の各号に掲げるも のは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属する物置で高さ が2.5m以下で、かつ、床面積が 6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるも の (4) 玄関のポーチのひさし又は柱

		築物に付属するものを除く。)		
和良比六方 野地区地区 整備計画区 域	住宅地 区A	次の各号に掲げる建築 物 (1) 兼用住宅(政令第130 条の3第2号から第5号ま でに定めるものに限 る。)、寄宿舎又は下宿 (2) 公衆浴場	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わ る柱の面から道路境界線までの距 離は、1m以上とし、隣地境界線ま では、0.8m以上とする。ただし、 次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属する物置で高さ が2.5m以下で、かつ、床面積が 6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるも の (4) 玄関のポーチのひさし又は柱
	住宅地 区B	次の各号に掲げる建築 物 (1) 寄宿舎又は下宿 (2) 公衆浴場 (3) 法別表第2(は)項第5 号に掲げる用途に供す るもの (4) 事務所(政令第130条 の3第1号に定める兼用 住宅を除く。) (5) 学習塾、華道教室、 囲碁教室その他これら に類する施設(政令第13 0条の3第6号に定める兼 用住宅を除く。) (6) 美術品又は工芸品を 製作するためのアトリ エ又は工房(政令第130 条の3第7号に定める兼 用住宅を除く。) (7) ホテル又は旅館 (8) ボーリング場、スケ ート場、水泳場、スキ ー場、ゴルフ練習場又 はバッティング練習場 (9) 大学、高等専門学 校、専修学校その他こ れらに類するもの (10) 病院 (11) 自動車教習所 (12) 車庫(付属車庫を除 く。) (13) 畜舎 (14) 工場 (15) 火薬、石油類、ガ ス等の危険物の貯蔵又 は処理に供する施設(建 築物に付属するものを 除く。)	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わ る柱の面から道路境界線までの距 離は、1m以上とし、隣地境界線ま では、0.8m以上とする。ただし、 次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属する物置で高さ が2.5m以下で、かつ、床面積が 6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるも の (4) 玄関のポーチのひさし又は柱
中央地区地 区整備計画 区域	商業・ 業務地 区A	次の各号に掲げる建築 物 (1) 畜舎(ペットショッ プを除く。) (2) 工場(店舗に付属す る作業場を除く。) (3) 風俗営業等の規制及 び業務の適正化等に關 する法律第2条第6項に 規定する営業の用に供 するもの	—	建築物の高 さは、宅地 の地盤面か らとし、都 市計画道路 3・4・2号 四街道駅前 大日線の道 路境界線か らの水平距 離が20m以 下の範囲内 において、 当該部分か ら道路境 界線まで の水平距 離に1. 25を乗じた ものに12m

					を加えたもの以下のとす る。
商業・業務地区B	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 戸建住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</p> <p>(2) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 善舎(ペットショップを除く。)</p> <p>(4) 工事(店舗に付属する作業場を除く。)</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する営業の用に供するもの</p>	1,000m <sup>2</sup>	<p>1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から都市計画道路3・4・2号四街道駅前大日線の道路境界線までの距離は、6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 地盤面下の部分</p> <p>(2) 歩行者連絡通路</p> <p>(3) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分</p> <p>(4) 電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物</p> <p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から都市計画道路3・4・8号四街道鹿渡線の道路境界線までの距離は、2m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 地盤面下の部分</p> <p>(2) 歩行者連絡通路</p> <p>(3) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分</p> <p>(4) 電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物</p>	<p>1 建築物の高さは、宅地の地盤面からとし、都市計画道路3・4・2号四街道駅前大日線の道路境界線からの水平距離が20m以下の範囲内において、当該部分から道路境界線までの水平距離に1.25を乗じたものに12mを加えたもの以下のとする。</p> <p>2 建築物の高さは、宅地の地盤面からとし、都市計画道路3・4・8号四街道鹿渡線の道路境界線からの水平距離が20m以下の範囲内において、当該部分から道路境界線までの水平距離に1.25を乗じたものに17mを加えたもの以下のとする。</p> <p>3 建築物の高さは、宅地の地盤面からとし、都市境界線からの水平距離が20m以下の範囲内において、当該部分から都市境界線ま</p>	

				での水平距離に1.25を乗じたものに20mを加えたもの以下とする。
文化・教育地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 自動車教習所 (2) 畜舎 (3) 工場	—	1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から都市計画道路3・4・18号鹿渡大日線、主要地方道千葉・白井・印西線の道路境界線までの距離は、2m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 地盤面下の部分 (2) 歩行者連絡通路 (3) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分 (4) 電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物 2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から区画道路7—1号線の道路境界線までの距離は、2m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 地盤面下の部分 (2) 歩行者連絡通路 (3) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分 (4) 電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物	—
共同住宅地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 戸建住宅、寄宿舎、下宿又は長屋 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2に定める運動施設 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (6) 工場(店舗に付属する作業場を除く。)	—	1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から都市計画道路3・4・8号四街道鹿渡線、都市計画道路3・4・18号鹿渡大日線の道路境界線までの距離は、2m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。 (1) 地盤面下の部分 (2) 歩行者連絡通路 (3) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分 (4) 電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物 2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から区画道路7—1号線の道路境界線までの距離は、2m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 地盤面下の部分 (2) 歩行者連絡道路 (3) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分	—

				(4) 電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物	
鷹の台住宅地区地区整備計画区域	低層住宅地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 3戸以上の長屋(長屋建の兼用住宅を含む。) (2) 3戸以上の共同住宅 (3) 寄宿舎 (4) 下宿(旅館業法第2条第4項の下宿営業に係る施設に限る。) (5) 公衆浴場	160m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの (4) 玄関のポーチのひさし又は柱 (5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱	—
	沿道住宅地区A	次の各号に掲げる建築物 (1) 3戸以上の長屋(長屋建の兼用住宅を含む。) (2) 3戸以上の共同住宅 (3) 寄宿舎 (4) 下宿(旅館業法第2条第4項の下宿営業に係る施設に限る。) (5) 公衆浴場 (6) 工場(作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。) (7) 法別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもので、その部分の床面積の合計が500m <sup>2</sup> を超えるもの (8) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2に定める運動施設 (9) ホテル又は旅館 (10) 自動車教習所 (11) 床面積が15m <sup>2</sup> を超える畜舎	160m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの (4) 玄関のポーチのひさし又は柱 (5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱	建築物の高さは、宅地の地盤面から10mを超えてはならない。
	沿道住宅地区B	法別表第2(い)項に掲げる建築物以外の建築物。ただし、同項のうち次の各号に掲げる建築物を含む。 (1) 3戸以上の長屋(長屋建の兼用住宅を含む。) (2) 3戸以上の共同住宅 (3) 寄宿舎 (4) 下宿(旅館業法第2条第4項の下宿営業に係る施設に限る。) (5) 公衆浴場	180m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの (4) 玄関のポーチのひさし又は柱 (5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱	建築物の高さは、宅地の地盤面から10mを超えてはならない。

利便地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 兼用住宅 (3) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋 (4) 公衆浴場 (5) 工場(作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。) (6) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2に定める運動施設 (7) ホテル又は旅館 (8) 自動車教習所 (9) 床面積が15m <sup>2</sup> を超える畜舎	1,000m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線及び道路境界線までの距離は、1.5m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 床面積に算入されないバルコニー	建築物の高さは、宅地の地盤面から15mを超えてはならない。
もねの里地区整備計画区域	駅前センター地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 工場(作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。) (2) 床面積の合計が15m <sup>2</sup> を超える畜舎	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの (4) 玄関のポーチのひさし又はその柱 (5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱 (6) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分
近隣センター地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 工場(作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。) (2) 床面積の合計が15m <sup>2</sup> を超える畜舎	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの (4) 玄関のポーチのひさし又はその柱 (5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱 (6) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分	—
沿道住宅地区A	次の各号に掲げる建築物 (1) 工場(作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。)	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。	—

		5KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。) (2) 床面積の合計が15m <sup>2</sup> を超える畜舎		以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの (4) 玄関のポーチのひさし又はその柱 (5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱 (6) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分	
沿道住宅地区B	寄宿舎	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの (4) 玄関のポーチのひさし又はその柱 (5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱 (6) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分	—	
一般住宅地区	寄宿舎	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの (4) 玄関のポーチのひさし又はその柱 (5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱 (6) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分	—	
低層計画住宅地区	寄宿舎	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの	—	

			(4) 玄関のポーチのひさし又はその柱 (5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱 (6) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分	
中高層 計画住 宅地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 工場(作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。) (2) 床面積の合計が15m <sup>2</sup> を超える畜舎	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの (4) 玄関のポーチのひさし又はその柱 (5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱 (6) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分	—
誘致施 設地区 A	次の各号に掲げる建築物 (1) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号、同条第6項各号及び同条第9項に掲げる風俗営業の用に供するもの</u> (2) 車庫(床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以下のもので、かつ、2階以下のものを除く。) (3) 工場(作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。) (4) 床面積の合計が15m <sup>2</sup> を超える畜舎 (5) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵又は処理に供する施設(危険物の貯蔵及び処理の量が <u>政令第130条の9の表</u> の準住居地域における数量を超えない施設で、かつ、床面積の合計が3,000m <sup>2</sup> 以下のものを除く。)	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの (4) 玄関のポーチのひさし又はその柱 (5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱 (6) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分	—
誘致施 設地区 B	次の各号に掲げる建築物 (1) 戸建住宅 (2) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 兼用住宅 (4) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで及び第</u>	500m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から住宅地と接する道路境界線及び誘致施設地区Aまでの距離は、5m以上とし、すみ切り部分の道路境界線、都市計画道路境界線、誘致施設地区Cと接する道路境界線及び誘致施設地区B内の道路境界線までの距離は、1.5m以上とする。ただし、建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下	—

		<p><u>5号、同条第6項各号及び同条第9項に掲げる風俗営業の用に供するもの</u></p> <p>(5) 床面積の合計が15m<sup>2</sup>を超える畜舎</p>		<p>で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるものから住宅地と接する道路境界線及び誘致施設地区Aまでの距離は、3m以上とし、すみ切り部分の道路境界線、都市計画道路境界線、誘致施設地区Cと接する道路境界線及び誘致施設地区B内の道路境界線までの距離は1.5m以上とする。</p>	
誘致施設地区C		<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 戸建住宅</p> <p>(2) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 兼用住宅</p> <p>(4) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号、同条第6項各号及び同条第9項に掲げる風俗営業の用に供するもの</u></p> <p>(5) 床面積の合計が15m<sup>2</sup>を超える畜舎</p> <p>(6) 床面積の合計が10,000m<sup>2</sup>を超える店舗</p>	500m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から住宅地と接する道路境界線までの距離は、5m以上とし、すみ切り部分の道路境界線、都市計画道路境界線、緑地及び誘致施設地区Bと接する道路境界線までの距離は、1.5m以上とする。ただし、建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるものから住宅地と接する道路境界線までの距離は、3m以上とし、すみ切り部分の道路境界線、都市計画道路境界線、緑地及び誘致施設地区Bと接する道路境界線までの距離は1.5m以上とする。</p>	—
千代田5丁目地区地区整備計画区域	住宅地区A	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 3戸以上の長屋(長屋建の兼用住宅を含む。)</p> <p>(2) 3戸以上の共同住宅</p> <p>(3) 寄宿舎</p> <p>(4) 公衆浴場</p>	180m <sup>2</sup>	<p>1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p>	—
	住宅地区B	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 3戸以上の長屋(長屋建の兼用住宅を含む。)</p> <p>(2) 3戸以上の共同住宅</p> <p>(3) 寄宿舎</p> <p>(4) 公衆浴場</p>	105m <sup>2</sup> (2戸連続長屋は、210m <sup>2</sup> )	<p>1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>2 建築物の外壁面(床面積に算入されない出窓を含む。)又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p>	—

			(1) 2戸連続長屋のうち1戸を除去した場合の既存建築物 (2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの	
沿道地区A	次の各号に掲げる建築物 (1) 3戸以上の長屋(長屋建の兼用住宅を含む。) (2) 3戸以上の共同住宅 (3) 寄宿舎 (4) ホテル又は旅館 (5) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキ一場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (6) 公衆浴場 (7) 自動車教習所 (8) 床面積の合計が4m <sup>2</sup> を超える畜舎(学校に付属するものは除く。) (9) 工場(作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。) (10) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵又は処理に供する施設(自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものは除く。)	200m <sup>2</sup>	1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの 2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの	建築物(学校は除く。)の高さは、宅地の地盤面から10mを超えてはならない。
沿道地区B	次の各号に掲げる建築物 (1) 3戸以上の長屋(長屋建の兼用住宅を含む。) (2) 3戸以上の共同住宅 (3) 寄宿舎 (4) ホテル又は旅館 (5) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキ一場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (6) 公衆浴場 (7) 自動車教習所 (8) 床面積の合計が4m <sup>2</sup> を超える畜舎 (9) 工場(作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。) (10) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵又は処理に供する施設(自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものは除く。)	125m <sup>2</sup> (2戸連続長屋は、250m <sup>2</sup> )	1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの 2 建築物の外壁面(床面積に算入されない出窓を含む。)又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 2戸連続長屋のうち1戸を除去した場合の既存建築物 (2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの	建築物(学校は除く。)の高さは、宅地の地盤面から10mを超えてはならない。
センター地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 専用住宅、共同住宅又は長屋	—	—	建築物の高さは、宅地の地盤面から12mを超

		(2) 寄宿舎又は下宿 (3) ホテル又は旅館 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (5) カラオケボックス、ダンスホールその他これらに類するもの (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの (8) 公衆浴場 (9) 自動車教習所 (10) 倉庫業を営む倉庫 (11) 床面積の合計が4m <sup>2</sup> を超える畜舎(動物病院に付属するものは除く。) (12) 工場(作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。) (13) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵又は処理に供する施設(自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものは除く。)		えてはならない。(建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合は、その部分の高さは、5mまでは算入しない。)
たかおの杜地区地区整備計画区域	一般住宅地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 寄宿舎又は下宿 (2) 公衆浴場 (3) 建築物に付属する畜舎(床面積の合計が4m <sup>2</sup> 以下のものを除く。)	150m <sup>2</sup>	1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (2) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの 2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (2) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの
	沿道住宅地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500m <sup>2</sup> を超えるもの	180m <sup>2</sup>	1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下

	<p>(2) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が500m<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 畜舎(床面積の合計が4m<sup>2</sup>以下のものを除く。)</p> <p>(7) 工場(作業場の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以内であり、出力の合計が0.75kW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を除く。)</p> <p>(8) ガソリンスタンド</p> <p>(9) <u>使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)</u>第2条第11項に規定する引取業、同条第12項に規定するフロン類回収業、同条第13項に規定する解体業及び同条第14項に規定する破碎業の用に供する建築物</p> <p>(10) <u>産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)</u>に規定する産業廃棄物の収集運搬業の用に供する産業廃棄物の積替え保管施設</p>		<p>で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの</p>	
流通産業地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</p> <p>(4) 店舗、飲食店その他これらに類するもの</p> <p>(5) カラオケボックス、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを除く。)</p> <p>(7) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(8) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p>(9) 畜舎</p> <p>(10) <u>使用済自動車の再資源化等に関する法律</u>第2条第11項に規定する引取業、同条第12項に規定するフロン類回収業、同条第13項に規定する解体業及び同条第1</p>	1,000m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、3m以上とする。</p>	—

	4項に規定する破碎業の用に供する建築物 (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物の収集運搬業の用に供する産業廃棄物の積替え保管施設			
工業地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋 (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が $1,500\text{m}^2$ を超えるもの (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを除く。) (6) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (7) 畜舎(ペットショップ、動物病院を除く。) (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第11項に規定する引取業、同条第12項に規定するフロン類回収業、同条第13項に規定する解体業及び同条第14項に規定する破碎業の用に供する建築物 (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物の収集運搬業の用に供する産業廃棄物の積替え保管施設	1, 000 $\text{m}^2$	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、3m以上とする。	—
複合産業地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを除く。) (5) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (6) 畜舎(ペットショップ、動物病院を除く。) (7) 工場(作業場の床面積の合計が $50\text{m}^2$ 以内であり、出力の合計が0.75kW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他こ	1, 000 $\text{m}^2$	1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、3m以上とし、歩行者専用道路境界線までの距離は、5m以上とする。 2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、3m以上とする。	—

	<p>れらに類する食品製造業を除く。)</p> <p>(8) <u>使用済自動車の再資源化等に関する法律</u>第2条第11項に規定する引取業、同条第12項に規定するフロン類回収業、同条第13項に規定する解体業及び同条第14項に規定する破碎業の用に供する建築物</p> <p>(9) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>に規定する産業廃棄物の収集運搬業の用に供する産業廃棄物の積替え保管施設</p>			
既存住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が<math>150\text{m}^2</math>を超えるもの</p> <p>(2) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が<math>150\text{m}^2</math>を超えるもの</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(5) カラオケボックス、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外券売場その他これらに類するもの</p> <p>(7) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(8) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p>(9) 公衆浴場</p> <p>(10) 畜舎(床面積の合計が<math>4\text{m}^2</math>以下のものを除く。)</p> <p>(11) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(12) 工場</p> <p>(13) <u>使用済自動車の再資源化等に関する法律</u>第2条第11項に規定する引取業、同条第12項に規定するフロン類回収業、同条第13項に規定する解体業及び同条第14項に規定する破碎業の用に供する建築物</p> <p>(14) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>に規定する産業廃棄物の収集運搬業の用に供する産業廃棄物の積替え保管施設</p>	$150\text{m}^2$	<p>1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が<math>6.6\text{m}^2</math>以下であるもの</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が<math>6.6\text{m}^2</math>以下であるもの</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの</p>	<p>建築物の高さは、宅地の地盤面から10mを超えてはならない。</p>